

# 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案

平成20年10月1日施行予定（民法の特例に関する規定は公布から1年以内に施行）

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」を本通常国会に提出。

## 1. 相続税の課税についての措置

政府が、平成20年度中に、相続税の課税について必要な措置を講ずる旨を規定。



### 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

平成21年の通常国会に税法の一部改正案を提出し、本法の施行日(平成20年10月1日)より遡及適用を予定。

経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予。(雇用確保を始めとする5年間の事業継続が要件)

## 事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

## 2. 民法の特例

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

### 生前贈与株式を遺留分の対象から除外

➡ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

### 生前贈与株式の評価額を予め固定

➡ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

手續については、後継者が単独で申立てができることがポイント。  
(従来の遺留分放棄は当事者全員が個別に申立てを行うことが必要)

## 3. 金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

### 中小企業信用保険法の特例（対象：中小企業者）

### 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例（対象：中小企業者の代表者）

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のよう幅広い資金ニーズに対応

- ・ 株式、事業用資産の取得資金
- ・ 信用力の低下時の運転資金
- ・ 相続税負担

# (参考) 事業承継税制の抜本拡充

事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大する。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案の施行日(平成20年10月1日予定)以後の相続に遡って適用する。

## 改正の概要

### 自社株式に係る10%減額措置(現行制度)

#### 主な要件

#### <対象会社要件>

発行済株式総額 20億円未満 の会社

#### <軽減対象の上限>

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

### 自社株式に係る80%納税猶予(改正後)

#### 主な要件

**対象会社は中小企業基本法上の中小企業**

株式総額要件は撤廃

**軽減対象となる株式の限度額は撤廃**

但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り。

軽減割合を80%に  
大幅拡充

## 具体的スキーム

会社の代表者であったこと。

被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合。

被相続人

株式の相続

相続人  
(後継者)

会社の代表者であること。

相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合。

5年間の事業継続。具体的には、  
・代表者であること。  
・雇用の8割以上を維持。  
・相続した対象株式の継続保有。

(中小企業基本法における中小企業の定義)

	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下

中小企業基本法の  
中小企業であること

会社

5年間

経済産業大臣  
によるチェック

死亡の時まで対象株式を保有し続けた場合など一定の場合に、猶予税額の納付を免除。